

『現場力を高める 年金相談Q & A vol. 3 遺族年金と障害年金』  
(平成 22 年度版) の訂正

下記のとおり誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

● 67 頁 7 20 歳前障害と事後重症 の解答を以下と差し替えてください。

ア

20歳前障害による障害基礎年金が受けられるのは、20歳になった時点（障害認定日が20歳以降の場合は、障害認定日の時点）で障害基礎年金の障害等級の1級・2級に該当したときです。保険料の納付要件はありません。20歳になった時点または障害認定日に障害等級1級・2級に該当しなかった人が、その後65歳に達するまでの間に、その傷病により2級以上の障害等級に該当した場合は、事後重症による障害基礎年金ではなく、20歳前障害による障害基礎年金を請求することができます。(国年法30条の4②)